

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

吉川市では、平成24年3月に開業したJR武蔵野線吉川美南駅の東口周辺地区について、第5次吉川市総合振興計画に位置付けられている各種都市機能を備えた複合新拠点の形成を図るため、平成29年度から土地区画整理事業を実施していけるよう認可に向けた手続を行っている。

認可を受けた場合は、権利者の意向を把握しつつ、事業計画、換地設計、建築物等の移転補償、工事施工管理等の高度で専門的な業務を円滑に推進し、事業費の縮減等を図りながら、事業運営をしていく必要があることから、土地区画整理事業運営のノウハウを有する事業者、土地区画整理事業の施行の推進に係る業務（以下「事業推進業務」という。）を包括的に委託するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するものである。

2 吉川美南駅東口周辺地区において認可を目指している土地区画整理事業の概要

(1) 吉川美南駅東口周辺地区まちづくりコンセプト

「笑顔と緑あふれるみんなの庭」

地区全体を市民全ての庭として捉え、都市と自然の共生の中に笑顔と緑があふれる空間が生まれ、市民一人ひとりが安らぎと潤いを感じられるまちづくりを目指す。

特に、次に掲げる商業・業務ゾーンにおいては学問、芸術などをテーマとした人の営みを豊かにするための仕掛け、産業ゾーンにおいては物づくりや社会の仕組みを学べる工場見学などの仕掛けを設け、地区の魅力を高めていただける企業の誘致を目指す。

ア 商業・業務ゾーン：商業施設を中心に魅力ある施設や子育て施設の融合

市の新たな玄関口として、この地を訪れたくなる施設や利便性の高い店舗、また、女性の就業を支援する子育て施設などの機能を集約し、賑わいのある空間を創出する。

イ 産業ゾーン：新たな産業や雇用を生み出す施設を誘致し、企業と市民が交流でき

るコミュニティー空間

地域との交流事業、学習や市民活動の場の提供、災害時における防災拠点など、地域に開かれた企業の立地を目指す。

ウ 沿道サービスゾーン：まち歩きで立ち寄れる店舗や飲食店などが建ち並び、街並みがおしゃれな空間

カフェ、花屋などとともに、地元の魅力を発信する商店が連なり、まち歩きを楽しめる空間を創出する。

エ 住宅ゾーン：緑豊かな潤いがあり、多世代が支え合う、誰もが住み続けたいと思える住宅地

省エネ住宅、医療施設、様々な世代向けの集合住宅などの立地とともに、街角にスポット的な坪庭を配置し、和みの空間を創出する。

(2) 施行者 吉川市（公共施行）

(3) 事業面積 約59.1ヘクタール

(4) 施行期間 10年（清算期間を除く。）

(5) 平均減歩率 約47パーセント（公共減歩率約25パーセント、保留地減歩率約22パーセント）

3 事業推進業務

(1) 事業推進業務名 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業包括支援業務

(2) 事業推進業務の内容 次に掲げる業務（以下「業務」という。）。詳細は別紙のとおり。

ア 測量関連業務

イ 事業計画・換地関連業務

ウ 移転補償関連業務

エ 調査設計・工事発注関連業務

オ 工事施工管理等の発注者支援業務

(3) 履行期間 契約締結日から平成34年3月31日まで

(4) 委託上限額 1,400,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、契約締結の時まで次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 次の要件を満たす単独の企業又は次の要件を満たす2者若しくは3者の企業により構成される共同企業体であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を含む。）であること。

ウ 次のいずれかに該当するとして国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から指名競争入札参加者としての指名を停止され、又は警告を受けていないこと。

(ア) 国等の発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められること。

(イ) 国等と締結した請負契約に係る工事（以下「国等発注工事」という。）の施工に当たり、過失により国等発注工事を粗雑にしたと認められること（^{かし}瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

(ウ) 国等発注工事以外の工事（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により一般工事を粗雑にした場合において、^{かし}瑕疵が重大であると認められること。

(エ) (イ)及び(ウ)に掲げる場合のほか、国等発注工事の施工等に当たり、契約に違反し、かつ、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められること。

(オ) 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められること。

(カ) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大

であると認められること。

- (キ) 国等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められること。
- (ク) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められること。
- (ケ) 次の a、b 又は c に掲げる者が国等の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。
 - a 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）
 - b 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）
 - c 有資格業者の使用人で b に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）
- (コ) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。
- (カ) 国等が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。
- (キ) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。
- (ク) 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。
- (ケ) その他代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められること。

(7) 国等発注工事において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められること。

(8) 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他不当な手段を用いて、国等の職員に対して指名、元請業者に対する指導、あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったこと。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団の構成員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の団体（以下「暴力団」という。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等関わりを持つ者（以下「暴力団関係者」という。）が代表役員等若しくは一般役員等であり、又は経営に事実上参加していること。

(イ) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に危害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。

(ウ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

(エ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(オ) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

(カ) 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたこと。

(2) 次の要件を満たすこと（共同企業体にあつては、当該要件を満たす構成員があること）。

ア 平成27・28年度の吉川市の入札参加資格者名簿に登載されている者で、建設工事に係る設計・調査及び測量の業務の業種登録事業者であること。

イ 過去15年間において、国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人（以下「公的機関等」という。）において発注された土地区画整理事業に係る次に掲げる全ての業務を受託した実績を有すること。

(ア) 土地区画整理事業の事業計画の見直し修正業務

(イ) 換地設計業務

(ウ) 工事設計業務

(エ) 移転補償業務（調査・算定・説明）

(オ) 測量業務

(カ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第1項の規定により置かれる土地区画整理審議会の運営の補助並びに土地区画整理事業の施行地区内の宅地の所有者及び借地権を有する者の意見の聴取業務

(キ) 工事施工管理業務

ウ 雇用している者で次に掲げる全ての要件を満たすものがあること。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 技術士総合技術監理部門であること。

b 技術士建設部門であること。

c 土地区画整理士であること。

(イ) 過去15年間において(2)イ(ア)から(キ)までに掲げるいずれかの業務のうち受注から完了までを一貫して当該業務を統括する者として携わったことがあること。

5 プロポーザルの審査方法

次の方法で審査を行う。

(1) 第1次審査

プロポーザルの参加者が書面で提出する当該プロポーザルの参加者の事業推進業務の実績、業務遂行のバックアップ体制及び財務状況、業務を統括する者として配置される予定総括責任者（以下「総括責任者」という。）の経歴、事業推進業務の実績、資格及び業務の状況並びに業務の区分ごとに配置される予定業務責任者（以下「業務責任者」という。）の資格及び業務の区分に応じた実績の業務実施体制について、吉

川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業業務コンサルタント選定委員会設置要綱（平成26年吉川市告示第1号）第1条の規定により設置された吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業業務コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプロポーザルの参加者の業務執行技術力並びに総括責任者、業務責任者の資格及び業務執行技術力の評価を行い、第2次審査の対象となる者を5者程度選定する。

(2) 第2次審査

(1)により選定された者（以下「第1次審査通過者」という。）が提出する書面及び行うプレゼンテーション並びに第1次審査通過者に対して行うヒアリングにより、選定委員会において事業推進業務の理解度、実施手順、実施体制、技術提案及び各業務実施の費用見積もりの評価を行い、第1次審査の評価と合わせ、最も評価の高かった者を選定事業者とする。

(3) 提出書類に係る様式の入手方法

プロポーザルの参加者及び第1次審査通過者は、提出書類に係る様式を吉川市ホームページからのダウンロード（<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp>）又は事務局からの交付により入手するものとする。

(4) 書類の提出方法

プロポーザルの参加者及び第1次審査通過者は、第1次審査及び第2次審査へ提出する書類を事務局へ持込み又は配達証明付書留郵便により提出するものとする。持込みによる場合は平日の午前9時から午後5時までの間に提出するものとし、郵便による場合は期限前必着とする。

6 第1次審査実施方法

(1) 提出書類

10. 5ポイント以上の文字サイズで記載した次に掲げる書類を各3部提出するものとする。

ア 参加申込書（単独の場合は様式1-1、共同企業体の場合は様式1-2）

イ 平成13年度以後に受託した事業推進業務の実績（様式2）

ウ プロポーザル参加者の雇用関係にある有資格者数（様式3）

エ 総括責任者の経歴等（様式4）、プロポーザル参加者と総括責任者の雇用関係を確

認できる書類

オ 総括責任者の平成13年度以後に受託した事業推進業務の実績（様式5）

カ 業務責任者の経歴及び平成13年度以後に受託した業務の区分に応じた実績（様式6）、プロポーザルの参加者と業務責任者の雇用関係を確認できる書類

キ 直近2年分の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書

ク 直近2年分の法人税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことに係る納税証明書

ケ プロポーザルの参加者が共同企業体である場合にあっては、共同企業体を構成することを合意した契約書、協定書等の書類の写し

コ 指名停止等の措置を受けていないこと並びに暴力団及び暴力団関係者と関係がないことについての誓約書（様式7）

(2) 書類提出に当たっての留意事項

書類の提出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア プロポーザルの参加者は、第1次審査に提出する書類を作成するに当たり、市役所において吉川美南駅東口周辺地区に関する資料を閲覧することができること。なお、閲覧に当たっては、事前に電話連絡を要すること。

イ 総括責任者は、4(2)ウに該当する者とする。

ウ 共同企業体にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞれに定めるとおり書類を提出すること。

(ア) (1)イ、ウ、エ、オ、キ、ク及びケに掲げる書類 4(2)要件を満たす構成員のうち6(3)により採点した場合において最も点数の高い者に係る事項について記載すること。

(イ) (1)カに掲げる書類 構成員のいずれかと雇用関係のある者を業務責任者として記載し、及び書類を提出すること。

(ウ) (1)コに掲げる書類 全ての構成員について提出すること。

エ (1)イに掲げる書類については、公的機関等の発注による3事業（地区）までとすること。

オ (1)エの総括責任者の経歴等には、平成29年1月1日現在に関わり、及び未契約で関わる予定のある5,000,000円以上の事業の全てを記載すること。この

場合において未契約の事業については、業務名の後に「未契約」と明記し、見積金額を契約金額として記載すること。

カ (1)オに掲げる書類について記載する件数は3以内、(1)カに掲げる書類について記載する件数は2以内とすること。

(3) 採点方法

選定委員会において、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準により点数を付け、合計した点数の高い者から順次選定するものとする。

ア 事業推進業務の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務のうち書類の提出のあった1事業ごとの実績を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 4(2)イ(ア)から(キ)までに掲げる全ての業務の受託であるとき 3点

(イ) 4(2)イ(ア)から(オ)までに掲げる業務のいずれかと同イ(カ)及び(キ)に掲げる業務の受託であるとき 2点

(ウ) 4(2)イ(ア)から(オ)までに掲げる業務のいずれかと同イ(カ)又は(キ)に掲げる業務の受託であるとき 1点

イ 業務遂行のバックアップ体制

次に掲げる資格者でプロポーザルの参加者と雇用関係にあるものの数により次に掲げる区分に応じそれぞれに定める点数とすること。この場合において複数の資格を有する者については、それぞれの資格者として別個に数えて差し支えないこと。

(ア) 技術士（都市及び地方計画分野及び施工計画、施工設備及び積算分野）の有資格者数 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

人 数	点 数
0～ 9人	0
10～19人	0.5
20～29人	1
30～39人	1.5
40～49人	2

50～ 人	2.5
-------	-----

(イ) 土地区画整理士の有資格者数 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

人 数	点 数
0～19人	0
20～39人	0.5
40～59人	1
60～79人	1.5
80～99人	2
100～ 人	2.5

(ウ) 測量士の有資格者数 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

人 数	点 数
0～19人	0
20～59人	0.5
60～99人	1
100～ 人	1.5

(エ) 1級土木施工管理技士の有資格者数 次の表の区分に応じそれぞれに定める
点数

人 数	点 数
0～19人	0
20～59人	0.5
60～99人	1
100～ 人	1.5

(オ) 補償業務管理士の有資格者数 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

人 数	点 数
0～ 9人	0
10～49人	0.5

50～79人	1
80～99人	1.5
100～人	2

ウ 財務状況評価

次に掲げる区分に応じそれぞれに定める点数を合計したものを4で除した点数（1未満の端数がある場合は、小数点第1位を四捨五入した点数）とすること。

(ア) 純資産の総資産に対する比率（以下「自己資本比率」という。） 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

自己資本比率	点 数
0～19%	1
20～29%	2
30～49%	3
50～%	4

(イ) 流動資産の流動負債に対する比率（以下「流動比率」という。） 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

流動比率	点 数
0～119%	1
120～149%	2
150～199%	3
200～%	4

(ウ) 固定資産の純資産に対する比率（以下「固定比率」という。） 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

固定比率	点 数
101～%	1
71～100%	2
51～70%	3

0～ 50%	4
--------	---

(エ) 固定資産の固定負債及び純資産の合計額に対する比率（以下「固定長期適合率」という。） 次の表の区分に応じそれぞれに定める点数

固定長期適合率	点 数
101～ %	1
61～100%	2
31～ 60%	3
0～ 30%	4

エ 総括責任者の事業推進業務の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、総括責任者が統括管理を行ったもののうち書類の提出のあった件数を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。ただし、区分ごとの評価は1件までとする。

- (ア) 4(2)イ(ア)又は(イ)に掲げる業務の実績であるとき 1点
- (イ) 4(2)イ(ウ)、(エ)又は(オ)に掲げる業務の実績であるとき 1点
- (ウ) 4(2)イ(カ)又は(キ)に掲げる業務の実績であるとき 1点

オ 総括責任者資格

総括責任者の有する資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門） 1点
- (イ) 土地区画整理士 0.5点
- (ウ) 土木施工管理技士 0.5点

カ 総括責任者の業務の状況

総括責任者が平成29年1月1日現在携わっている業務により事業推進業務にどの程度関われるかを評価するものとし、評価の基準は、上限を1点として選定委員会で定めること。

キ 測量関連業務の業務責任者の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、業務責任者が測量関連業務の統括管理を行ったもののうち書類の提出が2件であるときを1点とし、1件以下であるときを0点とすること。

ク 測量業務の業務責任者資格

業務責任者の資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 測量士 0.5点

(イ) 技術士（総合技術監理部門、建設部門）又は土地区画整理士 0.5点

ケ 事業計画・換地関連業務の業務責任者の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、業務責任者が事業計画・換地関連業務の統括管理を行ったもののうち書類の提出が2件であるときを1点とし、1件以下であるときを0点とすること。

コ 事業計画・換地関連業務の業務責任者資格

業務責任者の資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門）又は土地区画整理士 0.5点

(イ) 測量士 0.5点

サ 移転補償関連業務の業務責任者の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、業務責任者が移転補償関連業務の統括管理を行ったもののうち書類の提出が2件あるときを1点とし、1件以下であるときを0点とすること。

シ 移転補償関連業務の業務責任者資格

業務責任者の資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 補償業務管理士 0.5点

(イ) 技術士（総合技術監理部門、建設部門）又は土地区画整理士 0.5点

ス 調査設計・工事発注関連業務の業務責任者の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、業務責任者が調査設計・工事発注関連業務の統括管理を行ったもののうち書類の提出が2件

であるときを1点とし、1件以下であるときを0点とすること。

セ 調査設計・工事発注関連業務の業務責任者資格

業務責任者の資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 技術士（施行計画、施工設備及び積算分野）又はシビル・コンサルティング・マネージャ（施行計画、施工設備及び積算分野） 0.5点

(イ) 1級土木施工管理技士 0.5点

ソ 工事施工管理等の発注者支援業務の業務責任者の実績

プロポーザルの参加者が平成13年度以後に受託した事業推進業務で、業務責任者が工事施工管理等の発注者支援業務の統括管理を行ったもののうち書類の提出が2件であるときを1点とし、1件以下であるときを0点とすること。

タ 工事施工管理等の発注者支援業務の業務責任者資格

業務責任者の資格を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門）又は土地区画整理士 1点

(イ) 1級土木施工管理技士 0.5点

(ウ) 測量士 0.5点

チ 総括責任者及び業務責任者の配置体制

総括責任者及び業務責任者に配置する予定の実人数を評価するものとし、次の区分に応じそれぞれに掲げる点数とすること。

(ア) 5人以上 0点

(イ) 4人以下 -2点

7 第2次審査実施方法

(1) 提出書類

10.5ポイント以上の文字サイズで記載した次に掲げる書類を各3部提出するものとする。

ア 技術提案書（単独の場合は様式8-1、共同企業体の場合は様式8-2）

イ 実施方針（様式9）

- ウ 配置予定技術者の業務実施体制（様式10）及び実施体制図
- エ 吉川美南駅東口周辺地区において認可を目指している土地区画整理事業を円滑に推進するための各業務の実施における技術提案（様式11）
- オ まちづくりコンセプト「笑顔と緑あふれるみんなの庭」の実現に向けた取組方針の技術提案（様式12）
- カ 各業務に係る見積もり（様式13）

(2) 留意事項

書類の提出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア (1)イ及び(1)エに掲げる書類については、A4判3枚以内に記載すること。
- イ (1)オに掲げる書類については、A4判2枚以内に記載すること。
- ウ (1)ウに掲げる実施体制図については、様式を特に定めないこと。この場合において、実施体制図に記載する者は、実際に配置を予定している者を余すことなく記載すること。
- エ (1)カの見積もりに係る消費税等については、平成31年度以後を10%で計算すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ア プレゼンテーションは、(1)ウに掲げる書類に記載した総括責任者のほか、配置予定技術者の中のうちの2人以内で行うこと。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所及び留意事項については、第1次審査通過者に別途通知すること。
- ウ イに掲げるヒアリングのほか、別途ヒアリングを実施する場合があること。
- エ 第1次審査通過者でプレゼンテーション及びヒアリングに出席しないものは、第2次審査の対象としないこと。

(4) 採点方法

選定委員会の各委員が、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準により零からそれぞれに定める上限の点数までの範囲で点数を付ける。その合計点数に第1次審査の点数を加え、委員ごとに合計点数の低い者から順に並べ、最も順位の低い者を1点とし、以下順位が上がるごとに1点を加え、最上位の者には更に1点を加える。これを第1次審査通過者ごとに

集計し、最も点数の高かった者を選定事業者とする。最も点数の高かった者が複数ある場合は、その者の中から選定委員会の長が選定事業者を決定する。

ア 事業推進業務理解度及び実施手順 上限を10点とし、事業推進業務に対する理解度、事業推進業務に対する意欲及び事業推進業務の実施手順の妥当性がより高い者を優位に評価すること。

イ 実施体制 上限を10点とし、各業務に携わる者の数、有する資格、分担する事務、各業務以外に抱えている事業等、不測の事態が発生した場合の対応方法等を総合的に勘案して、より着実に各業務を実施できると見込める者を優位に評価すること。

ウ 吉川美南駅東口周辺地区において認可を目指している土地区画整理事業を円滑に推進するための各業務の実施における技術提案 上限を25点とし、各業務を効率的に実施していくための技術提案に対し、与えられた条件との整合性、着眼点、課題及び実施方法に対する評価並びに提案内容の説得力がより高い者を優位に評価すること。

エ まちづくりコンセプト「笑顔と緑あふれるみんなの庭」の実現に向けた取組方針の技術提案 上限を10点とし、まちづくりコンセプトの実現に向けた技術提案に対し、与えられた条件との整合性、着眼点、課題及び実施方法に対する評価がより高い者、提案内容が2(1)に示す吉川美南駅東口周辺地区まちづくりコンセプトにより近い者を優位に評価すること。

オ 各業務実施の費用見積もり 上限を5点とし、実施手順、実施体制及び技術提案を勘案し、より妥当性の高い者を優位に評価すること。

8 日程

(1) 第1次審査

ア 実施要領の公表 平成29年1月19日(木)

イ 提出書類に係る様式の交付期間 平成29年1月19日(木)から同年2月7日(火)まで

ウ プロポーザル参加予定者の資料閲覧及び質問受付期間 平成29年1月19日(木)から同年1月27日(金)まで

- エ 質問の回答 平成29年2月2日(木)
- オ 書類提出期限 平成29年2月7日(火) 午後5時
- カ 第1次審査 平成29年2月17日(金)
- キ 第1次審査結果通知 平成29年2月21日(火)

(2) 第2次審査

- ア 書類提出期間 平成29年2月21日(火) から同年3月8日(水) まで
- イ 第2次審査 平成29年3月23日(木)
- ウ 第2次審査結果通知 平成29年3月27日(月)

9 事務局

このプロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉川市都市建設部都市計画課吉川美南駅周辺地域整備担当
- (2) 住所 〒342-8501 吉川市吉川二丁目1番地1
- (3) 電話 048-982-9903
- (4) ファクシミリ 048-981-5392
- (5) 電子メール toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp

10 留意事項

- (1) 提出書類の作成にかかる経費は、参加者の負担とすること。
- (2) 提出書類は、返還しないこと。
- (3) 提出書類は、事業者の選定以外の目的で使用又は公表をしないこと。
- (4) 提出書類の内容の変更は、認めないこと。
- (5) 総括責任者及び業務責任者の変更は、認めないこと。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- (6) 提出書類に虚偽記載又は重大な不備があった場合は、参加を無効とすること。
- (7) 審査結果(選定及び特定の経緯を含む。)に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこと。
- (8) 不選定の通知を受けたプロポーザルの参加者から、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(この日が平成元年吉川町条例第21号)第1条に規定する休日(以下

「休日」という。)に当たる場合は、この日後でこの日に最も近い休日に当たらない日)までに、不選定の理由の説明を求める書面(A4判で任意様式)が事務局へ持込み又は郵便により提出された場合は、当該通知をした日の翌日から起算して17日(この日が休日に当たる場合は、この日後でこの日に最も近い休日に当たらない日)までに当該説明を記載した書面を交付すること。この場合において、持込みによる場合は平日の午前9時から午後5時までの間に提出するものとし、郵便による場合は期限前必着とする。